技能労務職員の給与の根本基準について

O 技能労務職員の給与は、職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等に応ずるもので、給与の決定に際しては「同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与」を考慮しなければならないとされている。

〇地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)

(給与)

- 第三十八条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。
- 2 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内 容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が充分に考慮されるもの でなければならない。
- 3 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並 びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮 して定めなければならない。
- 4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

(参考: 非現業一般職に適用される条文・技能労務職員には適用されない)

〇地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

- 第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。
- 2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。
- 3 職員の給与は、<u>生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従</u>事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他 の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければ ならない。
- 6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(参考)

〇国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)

(俸給表)

- 第六十四条 前条に規定する法律(以下「給与に関する法律」という。)には、俸給 表が規定されなければならない。
- ② 俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、かつ、等級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。